

令和3年10月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 5件  
（うちバッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）5件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 5件  
（うちタブレット端末1件、電気冷凍庫1件、水槽（ガラス製）1件、  
携帯電話機（スマートフォン）1件、水槽用サーモスタット1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

有限会社すみとも商店が輸入したバッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）について（管理番号：A202100486、A202100487、A202100488、A202100489、A202100490）

①事故事象について

有限会社すみとも商店（法人番号：7290002034093）が輸入したバッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品の過充電又はリチウムイオン電池セルの不具合等により、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2021年（令和3年）8月16日に全ての顧客へのダイレクトメール送付を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202100486、A202100487、A202100488、A202100489、A202100490）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、型番、販売期間、対象台数

製品名	型番	販売期間	対象台数
掃除機用リチウムイオン バッテリー Orange Line	Orange Line DC60 20001 V6 2200	2020年11月1日 ～ 2021年4月23日	9,850
	Orange Line DC60 20006 V6 2200		
	Orange Line DC60 20007 V6 2200		

2021年（令和3年）8月16日からリコール（回収・返金）を実施  
回収率：55.4%（2021年10月4日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2020年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	1	火災	2020年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202100486、A202100487、A202100488、A202100489、A202100490）は含まない。

## <対象製品の外観及び確認方法>



バッテリー本体



表示部

### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

※事業者からは廃棄が呼びかけられています。廃棄が困難な場合は事業者にお問い合わせください。

#### 【問合せ先】

有限会社すみとも商店

メールアドレス：[orange\\_recall@ecall.sakura.ne.jp](mailto:orange_recall@ecall.sakura.ne.jp)

※電話ではなくメールにてお問い合わせください。

ウェブサイト：本件は事業者の Web サイトにリコール情報を掲載しておりません。事業者より各購入者様宛にメールにて案内しております。  
※メールに添付の案内については以下を御確認ください。

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/file/210816-1chirashi.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/file/210816-1chirashi.pdf)

#### 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：関根、門田

電 話：03(3501)1707（直通）

F A X：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)  
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100486	令和3年8月11日	令和3年9月30日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	DC60 20001 V6 2200(推定)	有限会社すみとも商店(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月28日 令和3年8月16日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 55.4%
A202100487	令和3年8月30日	令和3年9月30日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	DC60 20001 V6 2200(推定)	有限会社すみとも商店(輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	福井県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月28日 令和3年8月16日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率55.4%
A202100488	令和3年9月14日	令和3年9月30日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	DC60 20001 V6 2200(推定)	有限会社すみとも商店(輸入事業者)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月28日 令和3年8月16日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 55.4%
A202100489	令和3年9月13日	令和3年9月30日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	DC60 20001 V6 2200(推定)	有限会社すみとも商店(輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月28日 令和3年8月16日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 55.4%

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100490	令和3年8月21日	令和3年10月1日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	DC60 20001 V6 2200(推定)	有限会社すみとも商店 (輸入事業者)	火災	当該製品及び建物を全焼する火災が発生した。現在、原因を調査中。	鳥取県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月26日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 令和3年8月16日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:55.4%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100485	令和3年8月21日	令和3年9月30日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月10日
A202100491	令和3年9月23日	令和3年10月1日	電気冷凍庫	火災	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	栃木県	
A202100492	令和3年9月8日	令和3年10月1日	水槽(ガラス製)	重傷1名	当該製品を清掃中、当該製品が割れて、手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202100493	令和3年6月12日	令和3年10月1日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年9月23日
A202100494	令和3年9月12日	令和3年10月1日	水槽用サーモスタット	火災	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし